立法時における犯罪被害給付制度の理念と遺族の順位

制度の理念

不法行為制度の補完

(加害者側に資力がない等、事実上損害賠償制度で救済されないことが多いという実情)

・不慮の被害を受けた際の社会的救済制度間の不均衡の是正

(様々な救済制度が法制化された一方で、犯罪被害者を救済する制度の不備)

・刑事政策上の不均衡の是正

(加害者の処遇が図られている反面、被害者に対する救済の不存在)

給付金の性格

- ・加害者から損害賠償が得られない場合の救済
- ・精神的安定を基礎とし、経済的安定へも配慮
- ・法秩序の回復
- → 当面の経済的安定に寄与、かち直り支援、

遺族の順位 民法の規定を参考にしつつ、死亡した者との親族関係の遠近の程度と現実の生活における関係の緊密さを考慮

被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(参考) 「経済的支援に関する検討会 国民からの意見募集提出意見に対する対応方針(案)」(経済的支援に関する検討会第17回 資料1・2)より

- ・提出意見の概要:支給を受ける権利の順位について、離婚した配偶者との間に子供がいる場合など、実生活を考慮して支給を行うべき。
- ・提出意見に対する対処方針:配偶者・子という給付を受ける権利の順位は、他の制度でも同様であり、民法上の一般原則であることから、これを変えることは困難である。

立法時に検討した他法令における遺族の順位(当時)

【労働者災害補償保険法】

- ・遺族補償年金 配偶者() 子 父母 祖父母 兄弟姉妹
- ・遺族補償一時余 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母

に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

【**警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、同施行令**】 ・遺族給付年金 配偶者() 子 父母 孫 祖父母

- ・遺族給付一時金
- 協力援助者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 以外に者の収入によって生計を維持していたもの、 に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 以外に掲げる者以外の者で 主として協力援助者の収入によって生計を維持していたもの、

【公害健康被害補償法】

- ・遺族補償費 配偶者() 子 父母 祖父母 兄弟姉妹
- 被認定者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母 被認定者の認定の申請の当時 ・遺族補償一時金 配偶者() その者によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母 に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

【予防接種法、同施行令】

公母 祖父母 兄弟姉妹(~ までは生計同一要件あり) ・死亡一時金

【災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律】

・災害弔慰金 遺族の順位の規定なし(条例で定めることとされている。) 《参考:遺族の範囲》 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上 離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫、祖父母

届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が含まれる。